

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和2年法律第41号）第1条の規定による子ども・子育て支援法の一部改正により、同法第43条第3項が同条第2項に繰り上げられたことに伴い、引用規定の整理を行う。

第2 改正の内容

第2条第23号中「第3項」を「第2項」に改める。

第3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第26号

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月12日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第3項」を「第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。